

入園申込書 (月極・一時)

受付担当

ミルキーホーム川崎園 様

私は別紙の「保育に関する重要事項説明書」の内容を了解し、入園の申込をします。

太枠の中をご記入下さい。

*印の欄は必須項目です。*印のない欄もできるだけご記入ください。

申込み日

年 月 日

園児	*フリガナ		男女	*生年月日					
	*氏名			年 月 日					
保護者	フリガナ		自宅 TEL	*なければ携帯 ()		順番			
	*ご自宅住所			年 月 日					
	*関係 /	*氏名		生年月日	*年 月 日		順番		
		メール			@				
		月極契約は* 勤務先名称		携帯 電話	() -		順番		
		月極契約は* 勤務先住所			月極契約は* () -				
	*関係 /	氏名		生年月日	年 月 日		順番		
		メール			@				
		勤務先名称		携帯 電話	() -		順番		
		勤務先住所			() -				
保証人 連絡先	*氏名		生年月日	年 月 日		順番			
	*住所		*自宅 or 携帯 () -	携帯 or mail					
その他の 連絡先	*氏名		生年月日	年 月 日		順番			
	*住所		*自宅 or 携帯 () -	携帯 or mail					
園児の 健康状態	体力	ひきつけ	呼吸心疾患	アレルギー		熱	平熱	今までにかかった病気	
	普 弱	有 無	有 無	有 () 無	普 出やすい	°C			
掛かり付け 病院	病院 名	住所		TEL					
●当園を知ったきっかけはなんですか？(該当するものに○をつけて下さい。いくつでも結構です。)									
紹介(知人・勤務先・ミルキーホーム他園・役所)・インターネット・看板・折込チラシ・その他()									
ご要望						お手紙送付: OK ・ 不可			

★ 保証人の方には保護者に連絡が取れない場合、お迎えに来て頂く事がございます。

★ 保証人の方には万が一委託者が保育料を支払えない場合には、代わりにお支払い頂きます。

入園区分	月極(コース名) ・ 一時(会員・一般)								
	入会金 ¥ 年 /			月極料 ¥ 年 /					
登園時間	※月極のみ記入 時 分 ~ 時 分 月火水木金土日祝								
園での食事	普通食 ・ 離乳食(昼・夜)		ミルク 1回量	cc	時間	時間おき			
初登園日	年 月 日 ・ 後日連絡あり ・								
身分証明	保険証(記号 番号) ・ その他() ・ 住所確認(済・未)								
ご要望開 取りメモ									

ミルクィーホーム川崎園 利用に当たって

平成 年 月 日

(契約者名)

様

株式会社ハッピー
代表取締役社長 岡崎 玲子
千葉県柏市増尾台3-6-41

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金 ※月極保育・一時保育の詳細は別紙の料金案内をご覧ください。

★ご利用予定コース

月極保育 _____ コース 登園日数 _____ 日まで
入園時年齢 _____ 歳 保育料 _____ /月額

一時保育 一般・会員 コース 入園時年齢 _____ 歳 _____ /時間

※但し、当園利用の場合のみの料金です。他の園利用の場合は、その園の料金となります。

◇ 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入、しています。

保険の種類	賠償責任保険・障害保険
保険事故内容	保護者及び代理人より園児をお預かりしてから、お返しするまでの管理下内
保険金額	賠償責任保険 対人¥4000万迄・1事故¥3億 傷害保険 通院¥500/日・入院¥750/日・死亡¥50万/人

◇ 嘱託医

かめだこどもクリニック

神奈川県川崎市川崎区池田2-4-5

電話 044-328-7186

◇ その他条件等

ご利用に当たっては、別紙の保育に関する重要事項説明書をご覧ください。

◇ 当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先

担当者氏名 園長 久保 隆
連絡先 044-233-8128
受付時間 随時

本部担当者 代表 岡崎 玲子
連絡先 04-7171-4500
受付時間 随時

◇ 施設概要

施設名称 ミルクィーホーム川崎園 神奈川県川崎市川崎区東田町2-10ホワイトガーデン1F
・鉄筋コンクリート造10階建1階部分 ・125.1㎡ ・定員56名

施設長 園長 久保 隆 千葉県柏市東上町3-3川長ビル703
及び管理者 千葉県柏市増尾台3-6-41
設置者 (株)ハッピーナース

◇ 当施設は児童福祉法第35条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第59条の2に基づき川崎市への設置届出を義務付けられた施設です。

(設置届出先:川崎市 市民・こども局保育課Tel044-200-3128)

保育に関する重要事項説明書

第1条(保育基本要項の交付と確認)

甲は乙から別紙「料金とシステムのご案内」並びに「ご利用に当たって」の書面の説明交付を受け、内容について理解したことを確認する。

第2条(園の規則と運営方針)

甲は乙の定める園の規則と運営方針に従うことに異議を唱えない。

2) 甲またはその委託児が乙の定める園の規則と運営方針に違背した場合、また園内で怒鳴るなどの迷惑行為、保育運営上に支障を来す行為を行った場合は、乙の求めに従い、甲は遅滞なく委託児を退園させることを確約する。

3) 入園後、園児が本条第2項に該当するようになったことにより、乙が当該園児の保育を継続することが困難と判断した場合には甲は退園を承諾するものとする。

第3条(納付金の不返還)

甲が乙に納付した、預り金を除く入会金、保育料、食費の他甲と乙とが合意した臨時的な費用については、理由の如何を問わず乙に対して返還を求めないものとする。

第4条(安全管理の限界)

甲は、以下の各号に列記する事項について了解した。

1. 1対1保育の体制ではなく、保育者が委託児1名を保育中見守り続けることができないこと。保育者がいつも委託児の間近にいるとは限らないこと。

2. 乙においては、危険だからと活動を抑えるよりも元気に遊び、その中で子どもたちなりにいろいろな経験を踏んでどうしたらケガをしないか、どうしたら子ども同士のトラブルを解決できるかを次第に学んで行けるよう指導する方針であること。

3. 保育園内は、活発な子どもたちの集団生活であり、その中でのケガ・病気の感染・アレルギー症状は、起こりうること。

4. 安全に対しての十分な配慮の中でも、ケガなどが一瞬にして起こり防御しきれない場合があること。

第5条(善管注意義務)

乙は保育業務実施に際しては、善良なる管理者の注意義務に基づいて誠実に行うものとする。

2) 前項に係わらず、家庭でも日常起こりうる疾病・ケガ・事故等については乙は甲に対してその責めに任じないものとする。
(例えば、保育中に委託児が自ら転倒、壁等へ突進して負うケガ、園児同士の衝突、またSIDSはじめとする様々な疾病を防ぐことはできません。)

3) 甲は、入園前のケガや既往症、アレルギーを含む体質について予め乙に書面で申し出るものとする。これらを要因として、万が一、保育中に異常や悪化がある場合は、乙は甲に対してその責めに任じないものとする。

4) 園内にて生じた事故や障害に際して、乙が委託児に対して通常認められている範囲内での応急処置を施すことに甲は異議を唱えないものとする。

5) 前項の応急処置の時期・方法は乙の判断に委ねられるものとし、その内容に甲は異議を唱えることはできない。

6) 前2項の結果として生じた事由に関して、甲は乙に対して異議を唱えず乙は損害賠償の責に任じないものとする。

第6条(委託児発熱時等の預かり)

委託児が37.5℃以上の発熱がある場合、または発熱が37.5℃未満であっても、病気その他の理由で体調が思わしくない場合は、甲は乙による委託児の預かりができないことを了承するものとする。ただし医師の診断書がある場合はこの限りではない。

2) 委託児に伝染病(感染症)などの疑いがある場合、甲は乙による委託児の預かりができないことを了承するものとする。

第7条(委託児の緊急引取り)

乙の管理下において委託児に異常が発生した場合において、乙が必要と判断したときは、乙は甲に対して委託児の緊急引取りを求めることができるものとする。

2) 前項の場合において、乙が甲に対して予め甲から届出を受けている連絡先に予め届出を受けている連絡方法によって通報したにもかかわらず連絡がつかなかったときは、それ以降に生じた如何なる結果についても乙はその責に任じないことを甲は確認するものとする。

第8条(保護者間の係争)

委託児相互間で生じたトラブルに関しては、原則として甲は相手児もしくは相手児の保護者に責任を求めないものとする。

2)前項のトラブルに関して、乙が前条の善良なる管理者の注意義務に基づいてその業務を行っている限りにおいては甲は乙に対して損害賠償を求めることはできないものとする。

第9条(賠償責任)

乙の管理下における委託児に生じた不慮のケガ・事故に対して、乙はその加入する傷害保険もしくは賠償責任保険などの担保の範囲内で賠償の責に任ずるものとし、甲はこれを承諾するものとする。

第10条(委託保育の停止)

第2条乃至第8条の規定により、甲乙間において何らかの紛争を生じ、甲乙間で円満な解決が望めない場合、あるいは甲又は甲の関係者が乙の平穏な事業の継続を妨害し、もしくは他の園児に危害を加えるおそれがある場合には、乙は本件保育委託を解消するとともに当該園児の速やかなる退園を求めることができるものとする。

2)前項の場合においても、乙による官憲などへの通報もしくは甲又は甲の関係者に対する法的請求の権利は乙に当然に留保されるものとする。

第11条(契約期間)

契約期間は、入園初年度は入園日より直近の3月末日までとし、甲乙双方から申出がない場合1年間の自動更新となる。甲が契約期間満了前に退園(契約解除)を希望する場合は毎月10日(10日が休園日の場合は前開園日)までに乙運営保育園への申し出により、翌月1日に契約解除となる。乙による契約解除は、3ヶ月前の月末(月末が休園日の場合は前開園日)までの書面による通知をもって3ヶ月後の月末で契約解除となる。

第12条(休園期間の上限及び契約解除)

甲の申し出により委託児を休園させる場合、期間は連続した2ヶ月以内を上限とする。

2)前項に規定の休園期間の上限経過後も甲が委託児の休園を希望する場合、乙は第11条に規定の手続きを省略し契約解除できるものとする。

第13条(不可抗力)

天変地異もしくは外部からの攻撃など不可抗力によって生じた如何なる障害もしくは損害については、乙はその責に任じないことを甲は承諾するものとする。

第14条(誠実協議)

本確認書並びに重要事項説明に関して疑義が生じた場合もしくは本書に定め無き事項については、甲乙誠意をもって協議し円満なる解決を目指すものとする。

第15条(訴訟管轄)

甲乙間で争いが生じた場合の第一審の管轄権は千葉地方裁判所松戸支部とする。

2)前項の場合の準拠法は日本国の法令に従うものとする。

第16条(保管)

委託保育に関する事項の確認のために本書2通を作成し、署名捺印の上、甲乙各1通宛て保管するものとする。

甲は、上記各項を確認するとともに、本書の記載内容について同意いたします。

平成 年 月 日

(甲) (住所)
(署名押印)

印

(乙) (住所) 千葉県柏市増尾台3-6-41

株式会社ハッピーナース

代表取締役 岡崎 玲子

